

(参考資料1)

○福島県文化振興条例

平成十六年三月二十六日

福島県条例第四十五号

改正 平成二〇年三月二五日条例第五〇号

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文化の振興に関し、基本理念及びその施策の基本となる事項を定めることにより、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民福祉の向上に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化の振興は、県民一人ひとりが文化の担い手であることを認識し、県民が文化活動を行うに当たっては、その自主性及び創造性が最大限に発揮されるよう配慮して行わなければならない。

2 文化の振興は、地域の多様な文化が個性豊かな地域社会の形成に欠くことができないものであり、積極的に創造されることを旨として、行わなければならない。

3 文化の振興は、伝統文化が県民共有の財産であり、現代の世代に育まれ、将来の世代に引き継がれることを旨として、行わなければならない。

4 文化の振興は、文化の交流が相互理解及び文化の発展を促進するものであり、積極的に推進することを旨として、行わなければならない。

5 文化の振興は、文化活動を行う者及び県民の意見が反映されるよう配慮して行わなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、県が実施する施策について、文化の振興を図る視点を取り入れるよう努めるものとする。

(県民との関係)

第四条 県は、県民の自主的かつ創造的な文化活動が促進されるよう、その環境の整備に努めるものとする。

(民間団体等との関係)

第五条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体の協力を求め、文化の

振興に関する施策の効果的な推進に努めるものとする。

(市町村との関係)

第六条 県は、文化の振興に関する施策を効果的に推進するため、市町村との連携及び協力に努めるものとする。

第二章 文化振興基本計画

第七条 知事は、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化の振興に関する基本的な計画（以下「文化振興基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化振興基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 文化の振興に関する基本構想
- 二 県民の文化活動の促進に関する事項
- 三 芸術の鑑賞その他文化に接する機会の拡充に関する事項
- 四 伝統文化の継承及び発展に関する事項
- 五 生活文化の充実に関する事項
- 六 文化の交流の推進に関する事項
- 七 青少年の文化活動の促進に関する事項
- 八 文化活動を行う拠点の機能の充実に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、文化の振興に関する事項

3 知事は、文化振興基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、福島県文化振興審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、文化振興基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、文化振興基本計画の変更について準用する。

第三章 福島県文化振興審議会

(設置及び権限)

第八条 知事の附属機関として、福島県文化振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、文化の振興に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、文化の振興に関する事項について調査し、知事に意見を述べることができる。

(平二〇条例五〇・一部改正)

(組織)

第九条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(平二〇条例五〇・一部改正)

(委任)

第十条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平二〇条例五〇・一部改正)

第四章 雑則

(財政上の措置)

第十一条 県は、文化の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年条例第五〇号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(福島県文化振興条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 この条例の施行の際現に第五条の規定による改正前の福島県文化振興条例第九条第二項の規定により福島県文化振興審議会の委員として任命されている者は、その残任期間中は、第五条の規定による改正後の福島県文化振興条例第九条第二項の規定により福島県文化振興審議会の委員として任命されたものとみなす。

○福島県文化振興審議会規則

平成二十年三月二十八日

福島県規則第六十一号

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県文化振興条例（平成十六年福島県条例第四十五号）第十条の規定に基づき、福島県文化振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第二条 審議会に会長及び副会長を一人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第三条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の意見陳述等)

第四条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(部会)

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が部会の議長となる。

7 第三条第三項及び第四項並びに前条の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、企画調整部文化スポーツ局文化振興課において処理する。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。